

青森県報

号外第二十九号

平成三十年
三月三十日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

訓 令

○世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……三

○青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………(同) ……三

○青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令(青い森鉄道対策室) ……三

○青い森鉄道対策室設置規程を廃止する訓令……………(人事課) ……四

告 示

○文書記号の一部改正……………(総務学事課) ……四

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第一目 量子科学センター(第二百二十二条の八・第二百二十二条の九)

第二目 I T E R 支援東京連絡事務所(第二百二十三条・第二百二十四条)」を「第一目 I T E R 支援東京連絡事務所(第二百二十三条・第二百二十四条)」に改める。

第十一条の二の交通政策課の項に次の二号を加える。

七 青い森鉄道線の運営対策に関すること。

八 鉄道施設に関すること。

第十三条の保健衛生課の項の第十二号中「旅館業」の下に「、住宅宿泊事業」を加える。

第十三条の二の産業立地推進課の項の第三号中「、高度技術産業集積活性化計画及び農村地域工業等導入基本計画」を「及び農村地域への産業の導入に関する基本計画」に改める。

第十四条の団体経営改善課の項の第一号中「、生産森林組合、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会及び水産業協同組合」を「及び生産森林組合」に改め、同項中第五号を第六号とし、同項の第四号中「農林畜産業」を「農林業」に改め、同号を同項の第五号とし、同項の第三号中「農業共済」を「農業保険」に改め、同号を同項の第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会及び水産業協同組合の検査に関すること。

第十四条の畜産課の項の第二号中「養ほう」を「養蜂」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 畜産業の金融に関すること。

第十六条の建築住宅課の項中第二十九号を第三十号とし、第十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関すること。

第十六条の三の観光企画課の項の第十二号中「運動施設区域を除く」を「芸術区域に限る」に改める。

第十九条の二の二の見出しを「(交通政策推進監)」に改め、同条第一項中「新幹

線・並行在来線調整監」を「交通政策推進監」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 交通政策推進監は、交通政策の推進に関する事項を総括整理する。

第二十条第三項中「補佐し」の下に「企画調整課に係る事務を整理するとともに」を加え、「企画調整課、地域活力振興課及び統計分析課」を「交通政策課及び広報広聴課」に、「交通政策課、広報広聴課及び情報システム課」を「地域活力振興課、情報システム課及び統計分析課」に改め、同条第六項中「地域産業課」を削り、「他の一人は」の下に「地域産業課、」を加える。

第二十条の四の見出しを「(保健医療対策監)」に改め、同条第一項中「がん対策推進監」を「保健医療対策監」に改め、同条第二項中「がん対策推進監」を「保健医療対策」に、「がん対策」を「地域保健対策及び地域医療対策」に改める。

第二十八条第三項第六号を削る。

第三十二条第七項第二十四号中「旅館業」の下に「住宅宿泊事業」を加え、同条第八項中「第十号から第十七号」を「第十一号から第十八号」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域生活課題の解決に資する支援の包括的な提供その他地域福祉の推進のための措置に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。

第三十二条第十項第二号中「第九号」を「第十号」に改める。

第二百二十二条の六第二項中「運動施設区域を除く」を「芸術区域に限る」に改める。

第三章第二節第五款の四第一目を削り、同款第二目を同款第一目とする。

別表第一総務部工事検査課の項の次に次のように加える。

企画政策部交通政策課	青い森鉄道専門監	青い森鉄道線の運営対策に関する企画及び調整、鉄道施設の管理並びに特に命ぜられた事務に従事する。
------------	----------	---

別表第一環境生活部環境保全課の項の次に次のように加える。

健康福祉部医療業務課	良医育成推進監	医師確保対策に関する調整及び特に命ぜられた事務に従事する。
------------	---------	-------------------------------

別表第一健康福祉部高齢福祉保険課の項を次のように改める。

健康福祉部高齢福祉保険課	国保広域化推進監	国民健康保険の広域化に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
--------------	----------	--

別表第三地域県民局の地域健康福祉部の項中「、歯科衛生推進監(東青地域県民局に限る。)」を削り、同表保健所の項中「、歯科衛生推進監(東地方保健所に限る。)」を削り、同表青森県量子科学センターの項を削る。

別表第四第三号の表歯科衛生推進監の項を削る。

別表第六青森県地方独立行政法人評価委員会の項中

「一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他地方独立行政法人法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

「一 地方独立行政法人法第八條第四項、第二十五條第三項、第二十八條第四項、第三十條第二項、第四十二條の二第五項、第四十四條第二項、第四十九條第二項(同法第五十六條第一項において準用する場合を含む。)、第六十七條第二項、第七十八條第四項、第七十九條の二第二項、第八十八條第二項及び第九十二條第二項の規定により知事に意見を述べること。

二 地方独立行政法人法第七十八條の二第一項の規定により公立大学法人の業務の実績を評価すること。

三 地方独立行政法人法第七十八條の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

四 その他地方独立行政法人法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

改め、同表青森県国民健康保険運営協議会の項を次のように改める。

青森県国民健康保険	国民健康保険	国民健康	十五人以上	国民健康	国民健康	高齢
国民健康	法(昭和三十三年法律第九十二号)第九十條第一項	健康保険法	規定による。	内。ただし、各委員の数は、国民は、国民	国民健康保険法の規定による。	国民健康保険

及び第三項の 規定により国 民健康保険事 業の運営に関 する事項を審 議すること。	によ る。	健康保 険 法 の 規 定 に よ る。

別表第六青森県農業共済保険審査会の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第百三十一条第一項及び第百四十三条の二第二項」を「第百七十一条第一項及び第百二十二条第二項」に、「提起する」を「申し立てる」に、「訴」を「不服」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県行政組織規則第百二十二条の九に規定する青森県量子科学センターの平成二十九年度の予算に係る整理事務及び決算事務は、エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課において所掌するものとする。

訓 令

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令

世界文化遺産登録推進室設置規程（平成二十七年十一月青森県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「企画調整課」を「地域活力振興課」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二企画政策部青い森鉄道対策室の項中「企画政策部青い森鉄道対策室」を「企画政策部交通政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令

青森県鉄道施設の管理に関する規程（平成十四年十一月青森県訓令甲第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「青い森鉄道対策室長」を「青い森鉄道専門監」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青い森鉄道対策室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青い森鉄道対策室設置規程を廃止する訓令

青い森鉄道対策室設置規程（平成十八年三月青森県訓令甲第六号）は、廃止する。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百六十六号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

1の表青い森鉄道対策室の項を削る。

2の表青森県量子科学センターの項を削る。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭